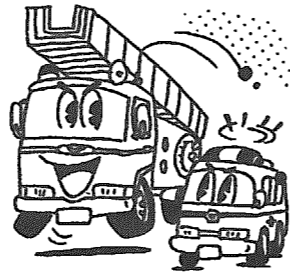


秋の火災予防運動

11月9日～11月15日



平成12年度全国統一防火標語

「火をつけた あなたの責任 最後まで」

これからの季節、暖房器具など火気を使用する機会が多くなります。大変便利な暖房器具も取り扱いを誤ると大事故につながり、中でも私たちの大切な生命、財産を一瞬のうちに奪う住宅火災を引き起こします。

平成11年中の建物火災による犠牲者は1,445人（全国）で、その大半が乳幼児及び高齢者となっています。

この火災予防運動期間中に、家族全員で暖房器具などの正しい取り扱い方法など防火対策を再確認し、安全で住みよい横越町にしましょう。

11月9日は【119番の日】

火災や救急の際、どう通報してよいのか分からなくなるのが、しばしば見受けられます。万一の通報に備え、119番通報メモを電話機の近くに貼っておくと大変便利です。

なお、119番通報は次の内容について、落ちついてはっきりと話して下さるようお願いいたします。

1. 火災か救急か
2. 住所（目標物）
3. 氏名（世帯主）
4. 電話番号（今通報している電話機）
5. 状態（何が、どうなっているか）

FAX 381-1030

※聴覚・言語に障害をお持ちの方などが、急病等のため、ファクシミリを用いて亀田町消防署へ通報することもできます。

毎日、実行！ 防火の習慣

給油は灯油で
あることを
確かめてから。

ガソリン
X
灯油

うっかり
ガソリンなどを
入れては
大変です。

家のまわりに
燃えやすいものを
置かない。

放火の危険を
未然に
防ぎましょう。

コンロのそばを
離れる時は、
必ず火を消す。

360°C

天ぷら油は
高温になると
火種がなくても
発火し、燃え出します。

風の強いときは、
たき火をしない。

飛び火して
思わぬ火災に
なります。

寝たばこは
絶対にしない。

灰皿から
落ちたりしたら
大変です。

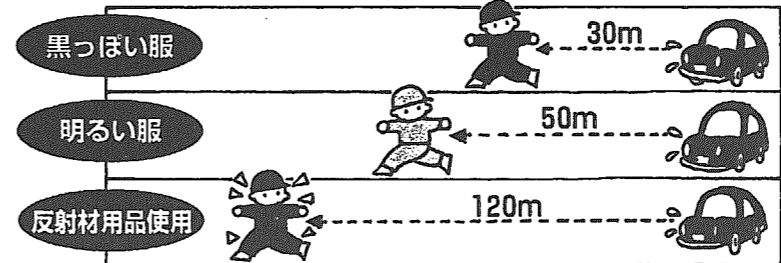
火の元のまわりは
いつも整理整頓を。

火のそばには
燃えやすい物は
置かないように
しましょう。

早めのライトと反射材！ 夕暮れ時の交通事故に 注意しましょう



日没が早まり、夕暮れ時の交通事故が多発する季節です。



ドライバーは「早めのライト点灯」
歩行者は「明るい服装と反射材の活用」

に心がけ、お互いに目立つようにすることで、交通事故を防ぎましょう。

**交通事故に
あわないために…
起こさないために…**

歩行者・自転車は、
○子どもやお年寄り、夕暮れ時や夜間の外出を控えましょう。

○外出する時は、白や黄色の明るい服装にしましょう。傘やカバンにも反射材を付けましょう。

○夜間に道路を横断する時は、照明のある明るいところを選びましょう。

○自転車も早めにライトを点灯し、反射材を取り付けましょう。

○ライトを点灯していない自転車などは、ドライバーから見えにくく確認が遅れがちで、大変危険です。

○ドライバーは、
○歩行者や対向車に車の接近を知らせるためにも、早めにライトを点灯しましょう。（日没30分前にはライトを点灯しましょう。）

○夜間や雨の時は、視界が悪くなり危険です。速度を控えめに慎重な運転に心がけましょう。

ストーカー規制法

11月24日より施行

ストーカー被害の相談は、
まず警察へ！

「もしストーカーにねらわれたら…」そんな不安を感じている人も多いのではないのでしょうか。最近では、ストーカーによる凶悪犯罪も報じられ、恐怖心は強まる一方です。これまでは、ストーカーを取り締まる法律がなかったため、警察も事件に関与しづらいという事実も否めませんでした。

そこで作られたのが、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法）」です。今年5月18日に成立し、11月24日から施行されることになりました。

ストーカー行為の被害に遭っている場合、警察に報告を申し出る以外に、相手を告訴して警察に処罰を求めることができます。告訴しないと検挙できません。ストーカー行為の罰則は、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金です。

ストーカー規制法は、ストーカーから私たちの身を守るための法律です。ストーカー被害に遭ったら、すぐに最寄りの警察署に相談してください。

被害状況を 明らかにするための ポイント

- 被害を受けた日時、場所、相手の車両ナンバー、目撃者などの細かい記録
- 相手の具体的な言葉や動作などの記録
 - ・つきまといなどの各行為において利用された電話の会話内容のメモ、ファクシミリ、電子メール、手紙などの保管
 - ・留守番電話や会話の録音、写真による記録

相談は、新潟南警察署 ☎382-0110まで。